

## 薬事行政における諸課題について

### 1 かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進

近年、患者が地域の中で、入院、外来、在宅医療、介護施設等の様々な療養環境を移行することが増えてきており、療養の場が変わっても、安心して医薬品を使うことができる体制が必要である。

このため、令和3年8月から、かかりつけ機能を有する薬局として「地域連携薬局」と「専門医療機関連携薬局」の認定制度が開始された。

県では、県薬剤師会と連携し、薬局に対する認定取得に向けた支援等を通じて、かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進を図っている。

### 2 大麻乱用防止対策

インターネットやSNS等での「大麻は害がない」といった誤った情報の氾濫等を背景に、全国では次代を担う若者を中心に8年連続で大麻事犯検挙者が増加している。警察庁が公表する「令和3年における組織犯罪の情勢」の「大麻乱用者の実態」では、大麻に対する危険（有害）性の認識が「なし（全くない・あまりない。）」との回答が77.0%であり、その情報源の多くが友人・知人やインターネットであった。

本県も全国と同様に、大麻事犯検挙者が7年連続で増加しており、近年は10代、20代の若者が増加している。

そのため、県では、若者に大麻の危険性や有害性などの正しい情報を的確に伝えることを課題とし、若者の目線やライフスタイルを考慮した啓発活動を進めている。

### 3 医薬品品質確保への取組

一部の県において発生した医薬品の製造に係る不正事案に起因して、医薬品の供給に支障が生じ、医療現場での混乱が続いている。

本県は全国第3位（令和3年）の医薬品生産県であり、県内メーカーで重大な問題が発生した場合、県内製造医薬品全体の信頼を失うとともに、全国の医薬品供給にも深刻な影響を及ぼすことが危惧される。

県内製造業者による安全で安心な医薬品の製造を推進することにより、県内製造医薬品への信頼と、全国における医薬品の安定供給を確保する。